

合法木材供給システムの 現状と課題

平成22年度
合法木材供給事業者認定団体研修
22年8月19日
全木連 藤原



「合法木材供給システムの 現状と課題」 構成



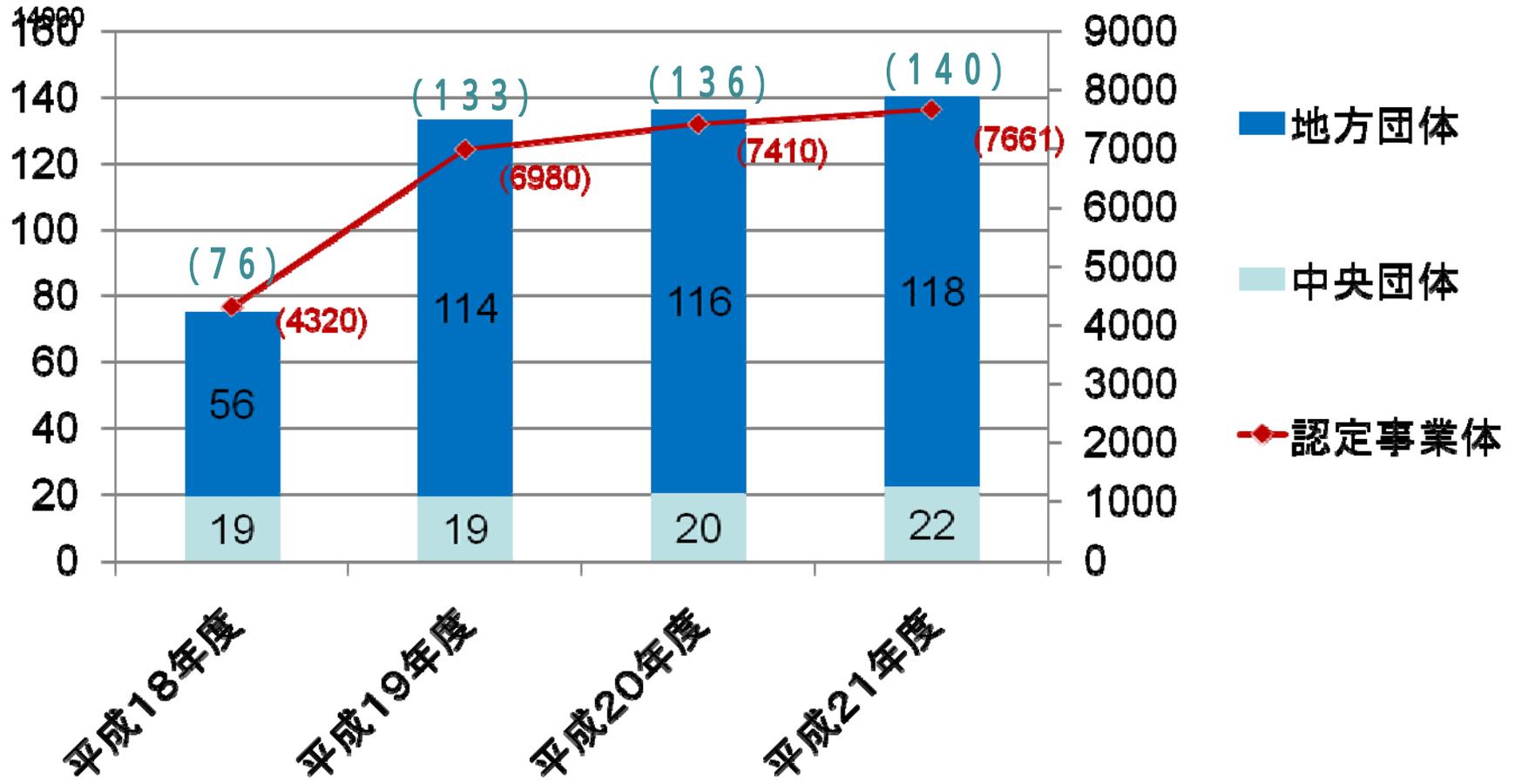
- 合法木材供給システムの現時点の達成状況
 - 供給側の体制
 - 需要の動向(公共建築物等木材利用促進基本計画、国交省の長期優良住宅普及促進補助金)
- 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業と信頼性向上
 - 信頼性向上の課題、追跡調査の結果から
 - 登録事業の概要
- 今回の研修の意義と概要

合法木材供給事業者 認定団体の推移

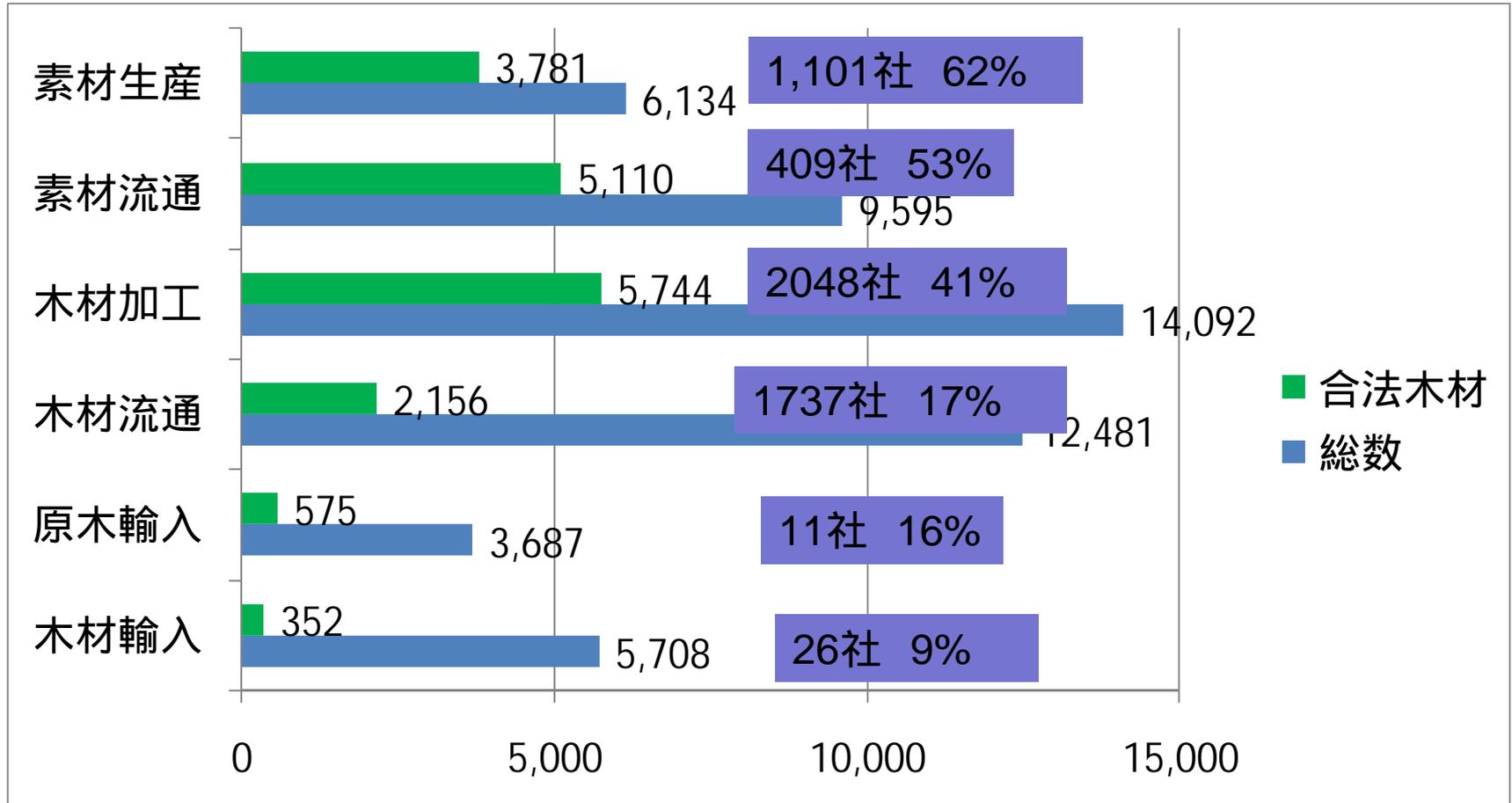


認定団体数

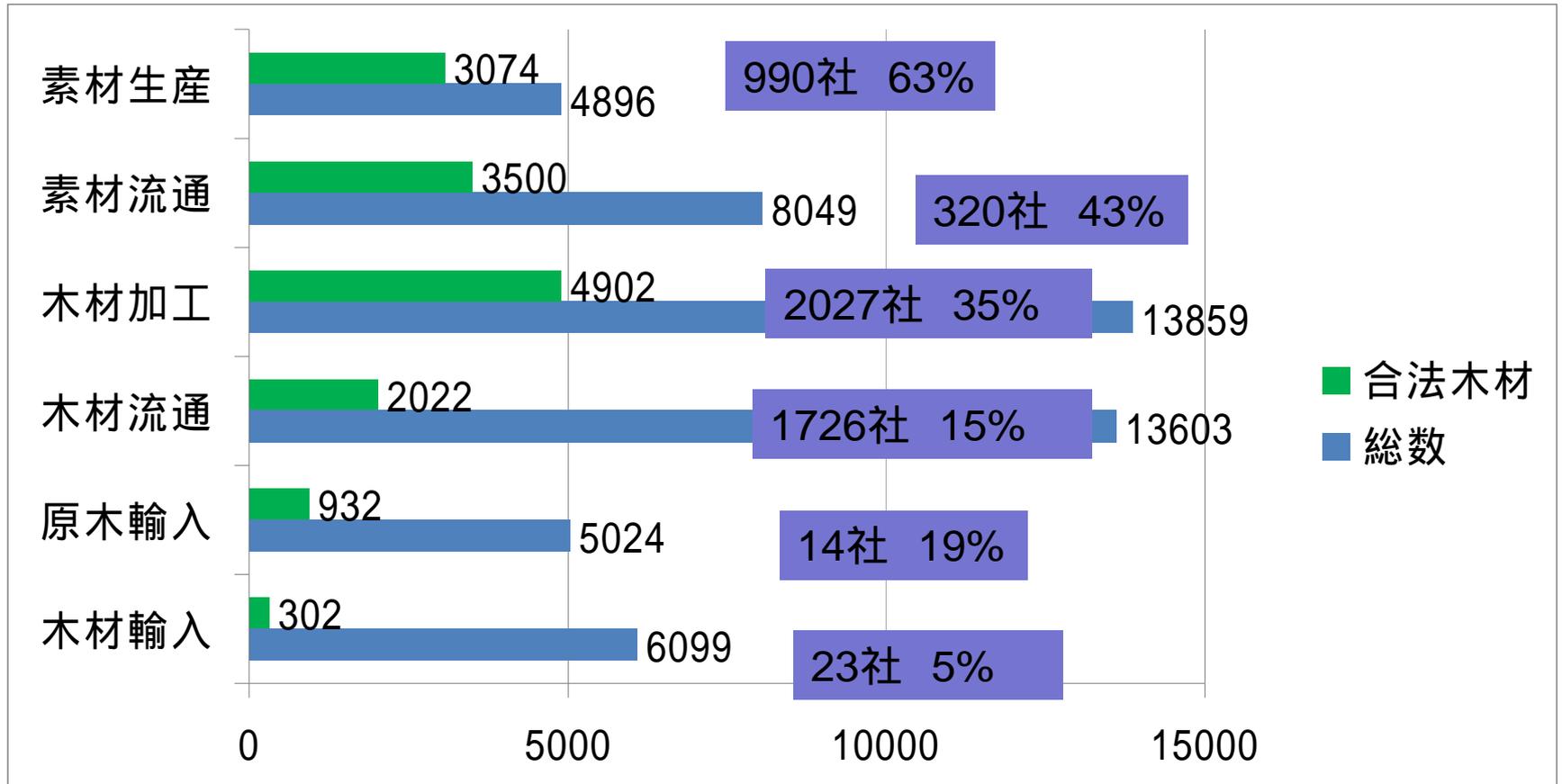
認定事業者数



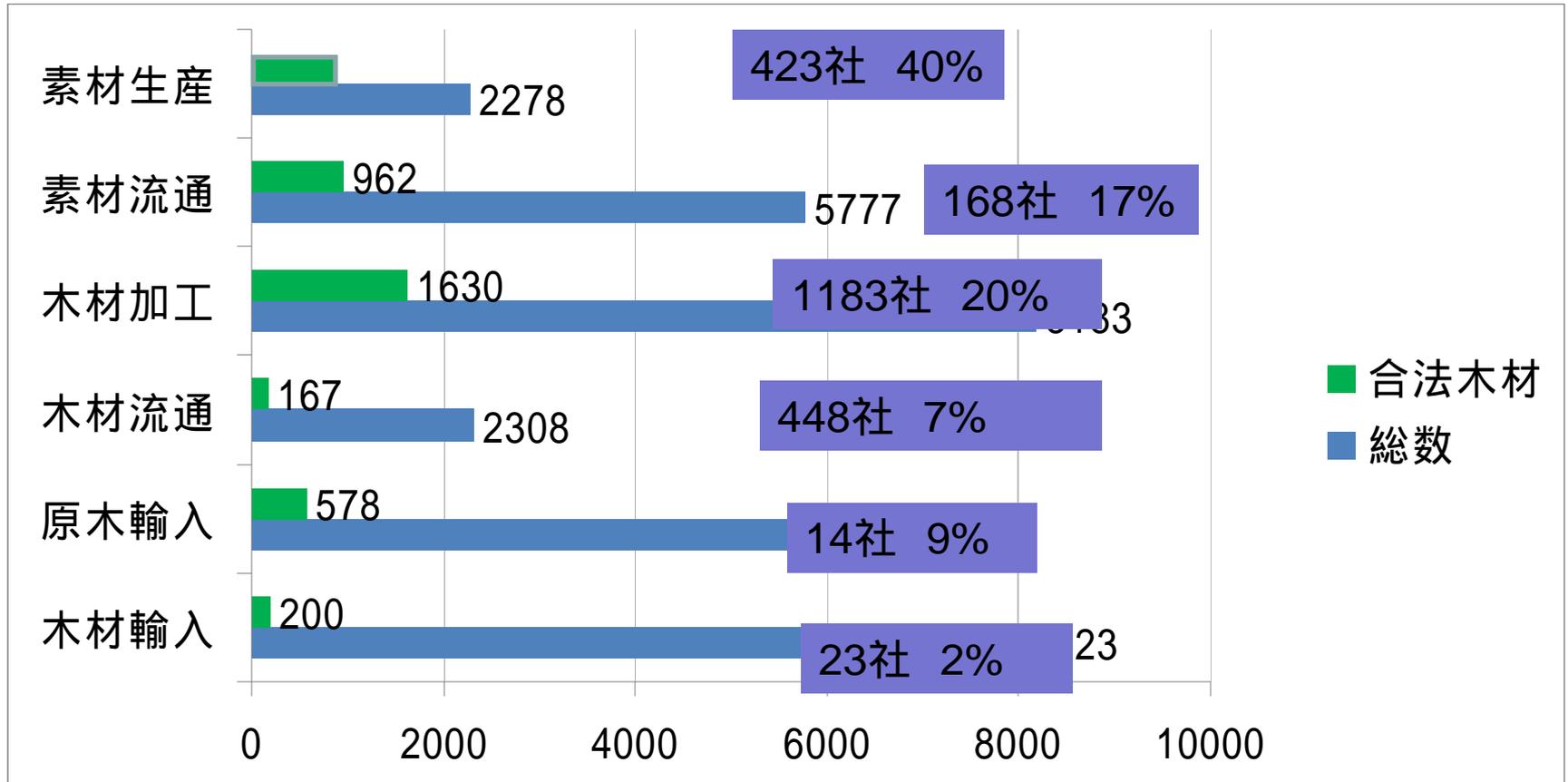
平成20年度 合法木材の取り扱い実績



平成19年度 合法木材の取り扱い実績



平成18年度 合法木材の取り扱い実績



公共建築物木材利用促進に関する基本方針と合法木材



- 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針案 8月14日公表
(9月12日までの意見募集)
 1. 公共建築物における木材の利用促進の意義及び基本方向
 2. 公共建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項
 3. 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 4. 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 5. 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 6. その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

公共建築物木材利用促進に関する基本方針と合法木材



- 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針案 8月14日公表
(9月12日までの意見募集)
 1. 公共建築物における木材の利用促進の意義及び基本方向
 2. 公共建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項
 3. 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 4. 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 5. 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 6. その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

公共建築物木材利用促進に関する基本方針と合法木材



1. 公共建築物における木材の利用促進の意義及び基本方向
 - なぜ木材利用を促進するのか？
 - － 木材の利用促進の意義(基本方針第一1(1))
 - 国産材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。
 - 木材の利用を促進することにより、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、二酸化炭素の排出の抑制及び建築物等における炭素の蓄積の増大を通じた地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも貢献することが期待される。
 - － 産業政策でなく環境政策・社会政策がコンセンサスの基盤

公共建築物木材利用促進に関する基本方針と合法木材



1. 公共建築物における木材の利用促進の意義及び基本方向

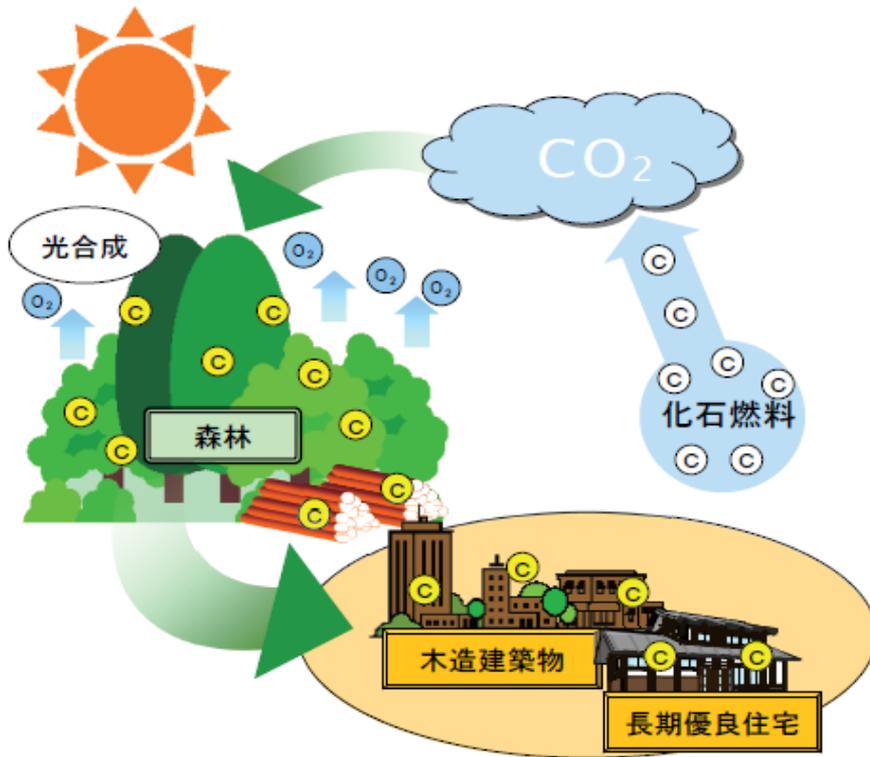
木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立(第一の2(4))

- 公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。
- このため、林業従事者、木材製造業者その他の関係者は、国又は地方公共団体が講ずる関連施策に協力しつつ、森林法に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに間伐材及び合法性等の証明された木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。
- また、公共建築物を整備する者は、その整備する公共建築物において木材を利用するに当たっては、グリーン購入法第二条第一項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

22年度木のいえ整備促進事業 (長期優良住宅普及促進事業)



《木のまち・木のいえ》の整備による
低炭素社会の実現への貢献



「木のまち」の整備促進

○ 先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の建設費の一部を助成

《補助の要件》

構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入

基準上特段の措置を要する一定規模以上のもの

多数の者が利用する施設又は設計・施工に係る技術等の公開等

○ 補助要件を満たすもののイメージ



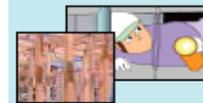
木質ハブリッド構造部材の使用

「木のいえ」の整備促進

○ 中小住宅生産者による地域材を活用した木造の長期優良住宅等の建設費の一部を助成

《補助の要件》

長期優良住宅の認定



所定の住宅履歴情報の整備



建設過程の公開



調査・普及

評価・事務

技術基盤強化

22年度木のいえ整備促進事業 (長期優良住宅普及促進事業)



1. 一般型対象住宅

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年12月5日法律第87号)に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものであること【別紙2】
2. 補助事業の実績報告を行うまでに一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること【別紙3】
3. 建設過程の公開により、関連事業者や消費者等への啓発を行うこと【別紙4】

2. 地域資源活用型対象住宅

(「一般型対象住宅」の要件に加え、次の全ての要件を満たす木造住宅を対象)

1. 産地証明等がなされている木材を使用すること【別紙5】
2. 構造材(柱・梁・桁・土台)の過半において1)の木材を使用すること【別紙6】

別紙5「産地証明等がなされている 木材を使用すること」について



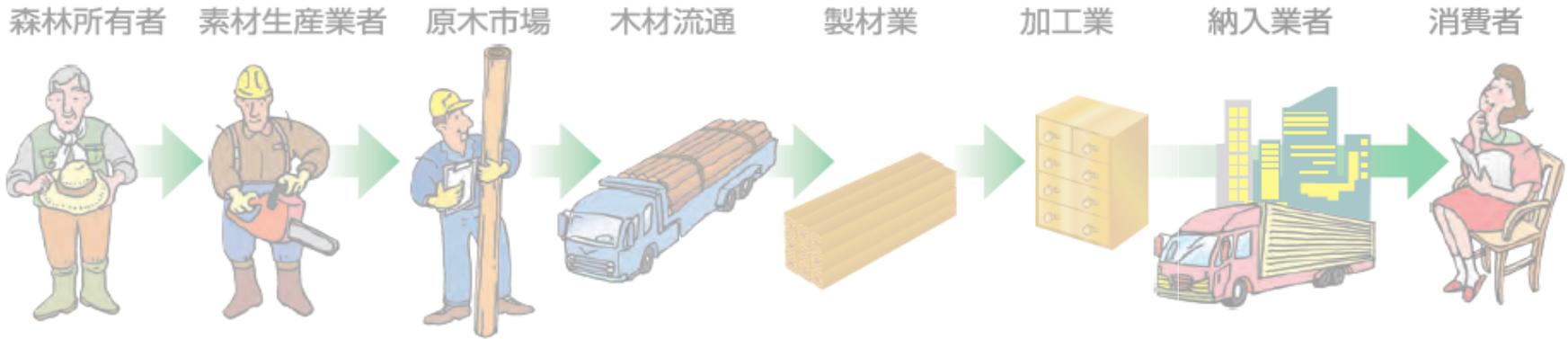
- 地域資源活用型対象住宅の補助の要件「産地証明等がなされている木材」については、次のイからハまでのいずれかに該当するものとします。
 - イ 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品(例:都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会(FIPC)などの認証制度)
 - ロ 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品(例:森林管理協議会(FSC)、PEFC森林認証プログラム(PEFC)、「緑の循環」認証会議(SGEC)などの認証制度)
 - ハ 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- 合法性、持続可能性の証明について
 - 合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ(<http://www.goho-wood.jp/>)などにおいて確認できます。

「合法木材供給システムの 現状と課題」 構成



- 合法木材供給システムの現時点の達成状況
 - 供給側の体制
 - 需要の動向(公共建築物等木材利用促進基本計画、国交省の長期優良住宅普及促進補助金)
- 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業と信頼性向上
 - 信頼性向上の課題、追跡調査の結果から
 - 登録事業の概要
- 今回の研修の意義と概要

木材業界の合法木材への取組



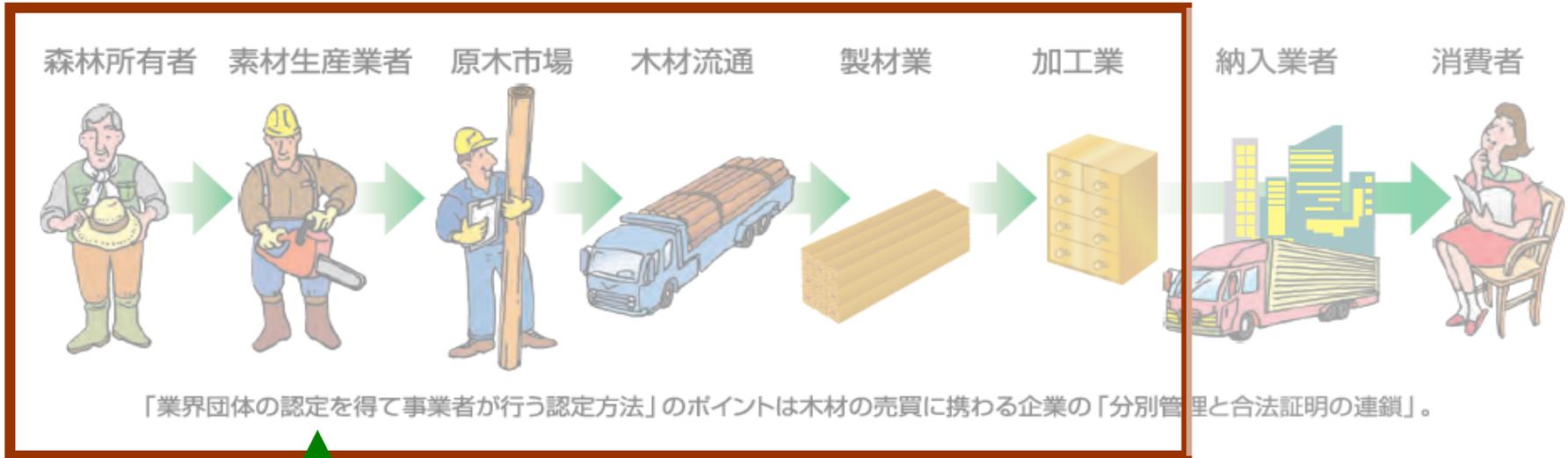
「業界団体の認定を得て事業者が行う認定方法」のポイントは木材の売買に携わる企業の「分別管理と合法証明の連鎖」。

違法伐採総合対策推進事業(18年度から20年度)
合法木材・持続可能性証明木材供給事例調査
合法性・持続可能性証明システム検証事業
合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業
川上への普及
川下への普及

合法性等の証明された木材の普及促進事業(21年度)
合法木材供給体制整備事業
合法木材普及拡大事業

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業
(22年度)
合法木材信頼性向上支援事業
合法木材の普及体制整備事業

木材業界の合法木材への取組

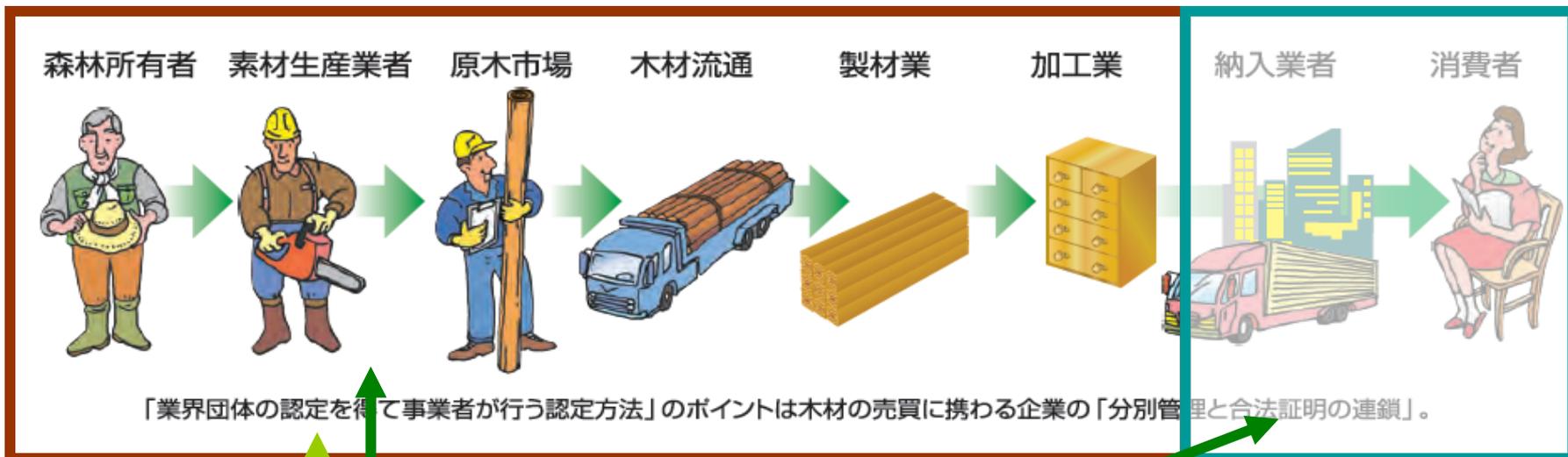


違法伐採総合対策推進事業(18年度から20年度)
合法木材・持続可能性証明木材供給事例調査
合法性・持続可能性証明システム検証事業
合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業
川上への普及
川下への普及

合法性等の証明された木材の普及促進事業(21年度)
合法木材供給体制整備事業
合法木材普及拡大事業

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業
(22年度)
合法木材信頼性向上支援事業
合法木材の普及体制整備事業

木材業界の合法木材への取組

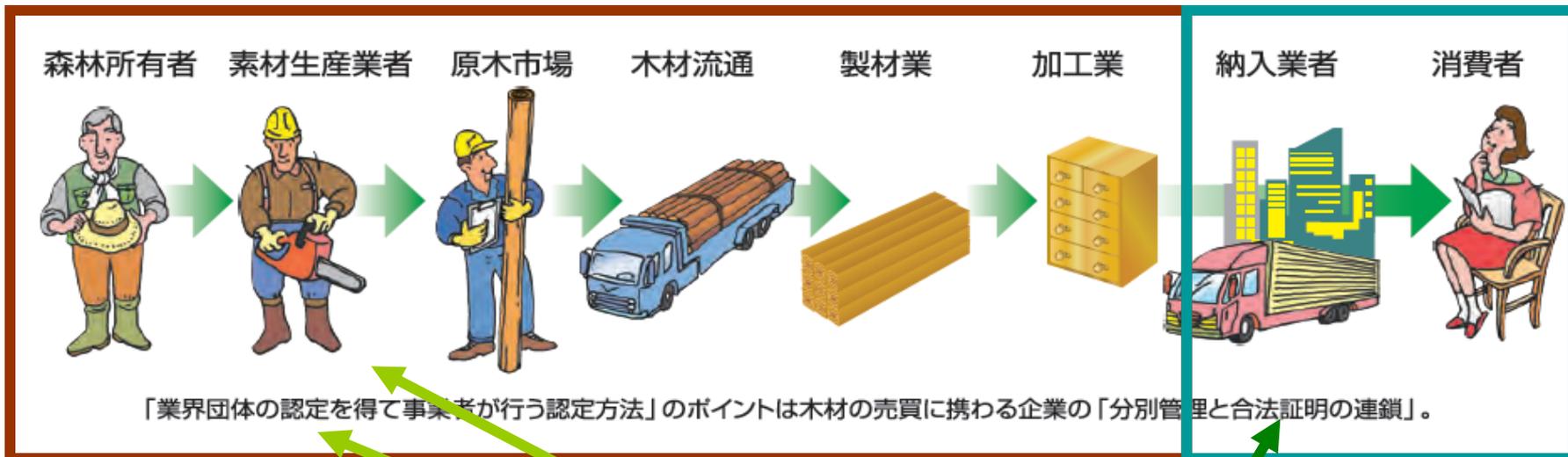


違法伐採総合対策推進事業(18年度から20年度)
合法木材・持続可能性証明木材供給事例調査
合法性・持続可能性証明システム検証事業
合法性・持続可能性証明システム普及啓発事業
川上への普及
川下への普及

合法性等の証明された木材の普及促進事業(21年度)
合法木材供給体制整備事業
合法木材普及拡大事業

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業(22年度)
合法木材信頼性向上支援事業
合法木材の普及体制整備事業

木材業界の合法木材への取組

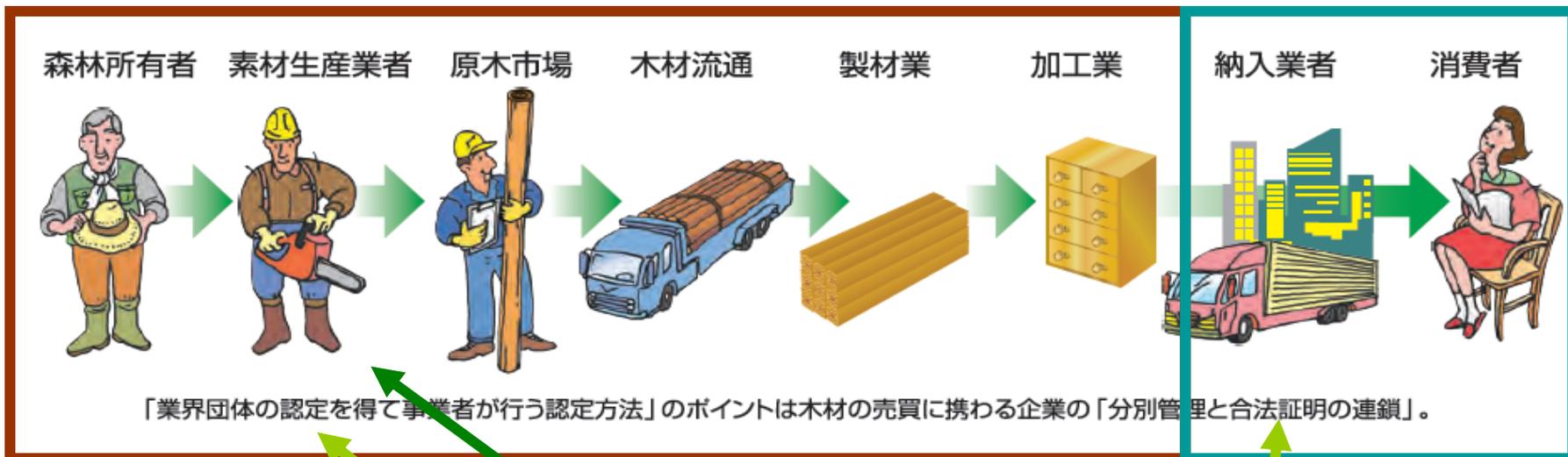


違法伐採総合対策推進事業(18年度から20年度)
合法木材・持続可能性証明木材供給事例調査
合法性・持続可能性証明システム検証事業
合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業
川上への普及
川下への普及

合法性等の証明された木材の普及促進事業(21年度)
合法木材供給体制整備事業
合法木材普及拡大事業

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業(22年度)
合法木材信頼性向上支援事業
合法木材の普及体制整備事業

木材業界の合法木材への取組



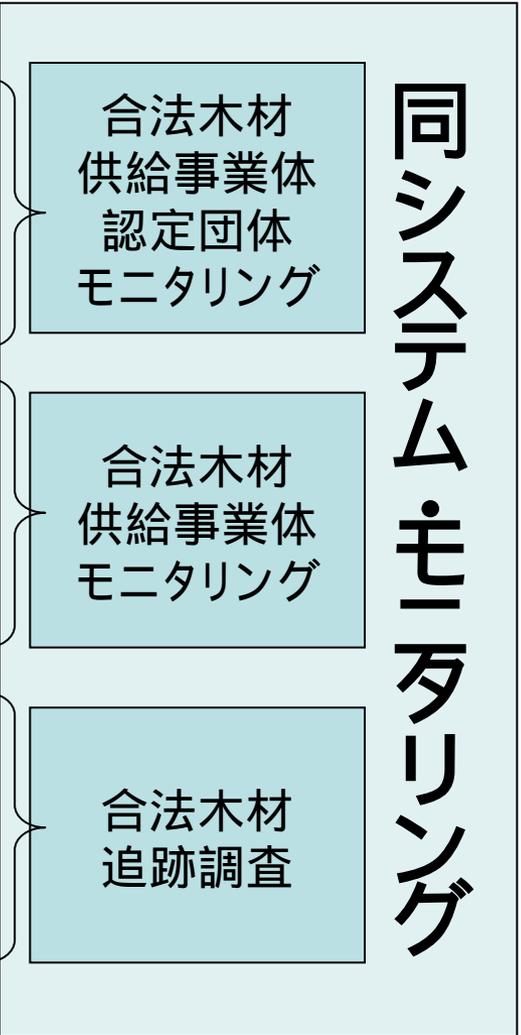
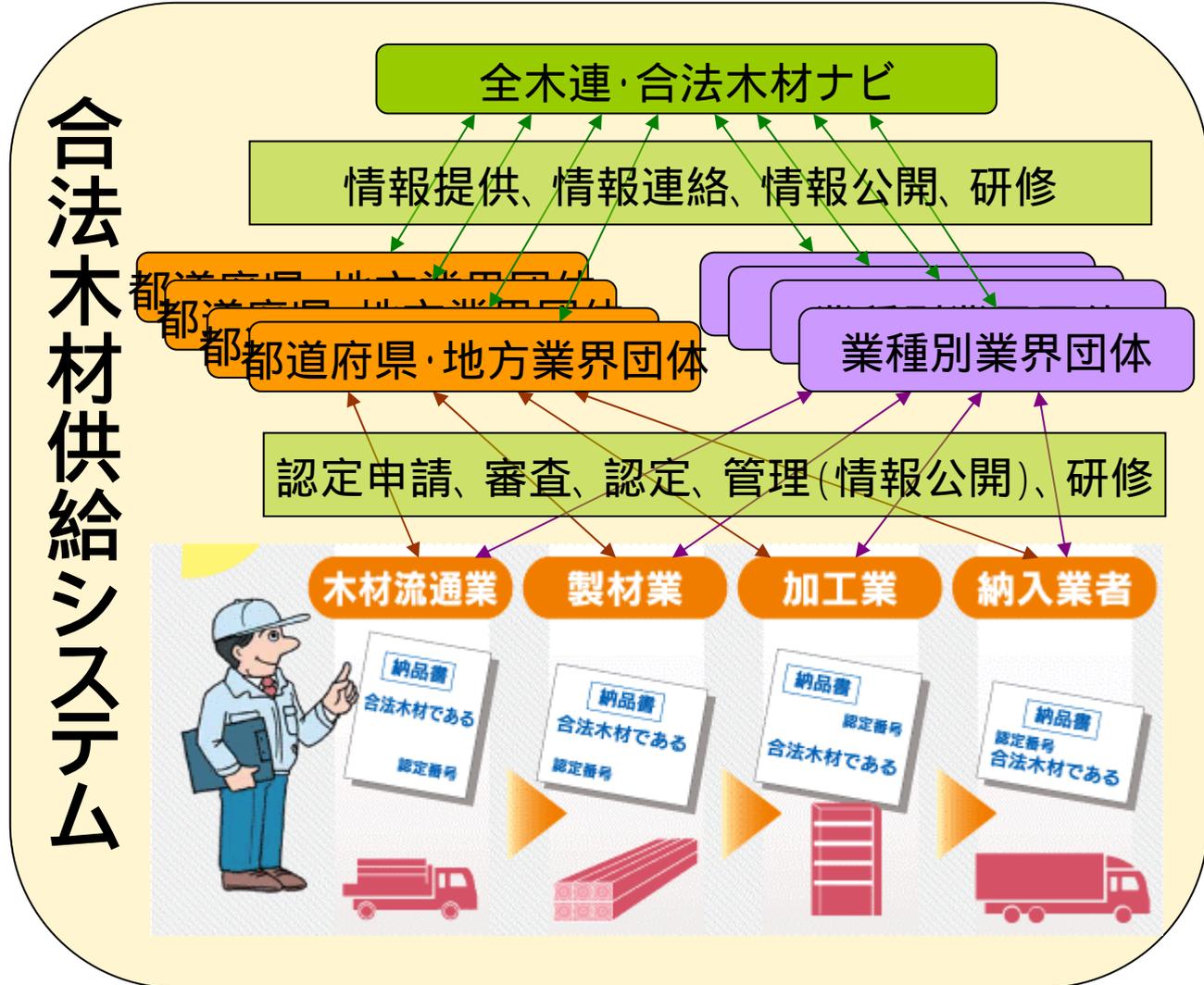
違法伐採総合対策推進事業(18年度から20年度)
 合法木材・持続可能性証明木材供給事例調査
 合法性・持続可能性証明システム検証事業
 合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業
 川上への普及
 川下への普及

合法性等の証明された木材の普及促進事業(21年度)
 合法木材供給体制整備事業
 合法木材普及拡大事業
 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業
 (22年度)
 合法木材信頼性向上支援事業
 合法木材の普及体制整備事業

合法木材供給システム モニタリングの概要



合法木材供給システム



同システムモニタリング

違法伐採木材排除のための合法 木材利用推進事業と信頼性向



- 昨年度のモニタリング調査(追跡調査から)
 - 地域差があるが、国産材の場合木材業者の間は連携がとれて円滑な供給がされている。(合法木材丸太の供給だけがハードル)
 - 納材業者約半分は認定業者でない。大規模建築になるに従い木材業者でなくなる。認定を求める要請の必要。
 - 輸入材の場合、森林認証の場合が多くなる。どんな場合証明されているか。
 - だめな場合はだめと正確に伝える努力必要

違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業と信頼性向



- 2 合法木材信頼性向上支援事業
- (1) 認定団体等の登録事業(全木連)
 - ア) 認定団体等情報の信頼性向上基盤の確立(合法木材ナビの掲載基準手続)
 - イ) 認定団体等の信頼性向上(研修の実施)
 - ウ) モニタリング情報などの発信
- (2) 合法木材供給システムのモニタリング(林業経済研究所)
 - ア) 合法木材供給システムモニタリング手法の作成
 - 専門部会を設定し、全体の実施方法の手順書を検討作成します。
 - イ) モニタリングの実施
 - 各認定団体傘下の供給事業者を一定の基準で抽出し、各認定団体に依頼して実態把握のための合法木材供給事業者モニタリングを行うとともに、団体全体の状況把握を行う合法木材供給事業者認定団体モニタリング、認定団体を一定基準で抽出して実施する合法木材供給事業者認定団体ヒアリング、官公庁のグリーン調達及び任意の合法木材調達を起点として川上に至る合法木材追跡調査を実施します。
- (3) 輸入材の調査(FoE ジャパン)

合法木材供給事業者の情報 掲載手続・基準案



- 全木連は林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法木材供給事業者及び同認定団体等、合法木材供給事業者の情報を、合法木材ナビ上に掲載しているが、掲載情報の質を高め拡大するため、掲載手続及び掲載内容の基準を明らかにて、合法性証明の信頼性の確保に資する。

掲載情報の種類と内容



種類	掲載責任者	要件	掲載情報
認定団体情報	認定団体	ガイドラインに示す行動規範、認定手続の公表など	団体の概要、合法木材供給の活動に関する基本的な方法、連絡方法（別表1）
認定事業者情報	同上	上記の認定手続で認定され公表されている	事業の概要、合法木材供給事業等に関する情報、連絡方法など（別表2）
個別企業情報	当該企業	分別管理方針調達基準などの作成公表、監査結果の作成公表など	当該企業の概要、合法木材供給事業の内容、連絡方法（別表3）

合法木材供給事業者認定団体の 掲載情報の内容(案)



カテゴリ	情報名	備考
団体の基本情報	団体名	必須
	代表者名	必須
	対象範囲(地域別・業種別)	必須
	都道府県名又は業種	必須
連絡先	郵便番号	必須
	所在地	必須
	電話番号	必須
	FAX番号	必須
	URL	任意
	メールアドレス	任意
合法木材供給事業	認定団体識別番号(符号)	必須
	自主的行動規範など	必須
	合法木材供給事業者認定要領など	必須
	認定様式	任意
	掲載責任者	必須

合法木材事業者の 掲載情報の内容(案)



カテゴリ	情報名	備考
事業者の基本情報	事業者の名称	必須
	代表者役職氏名	必須
	業種	必須
連絡先	郵便番号 所在地	必須
	電話番号 FAX番号	必須
	URL メールアドレス	任意
合法木材供給事業	認定番号	必須
	認定年月日	必須
	合法木材の主たる製品	必須
	分別管理・責任者名	必須
	同研修受講状況	必須
	合法木材調達量	任意
	主たる調達先	任意
	合法木材製品の供給量	任意
	主な供給先	任意
	分別管理・文書管理の手續規程	任意

手続きと関係者の責務



● 3 掲載手続

－ (1) 新規掲載

- 掲載責任者は別紙様式により全木連に提出し、掲載を要請
- 全木連は速やかに合法木材ナビ上に情報を掲載するとともに、掲載責任者に対して更新手続きのための必要な情報を提供

－ (2) 更新手続き

- 情報の更新は掲載責任者が直接行う。

● 4 関係者の努力

- － ● 全木連は合法木材ナビの掲載責任者の要請にもとづき情報を初期情報の掲載を行うと共に、適宜情報更新状況のチェックを行い、掲載責任者に必要な情報を提供
- － ● 掲載責任者は掲載情報を最新のものに保つため、情報の収集につとめ、掲載情報の更新に努力

今回の研修



- グリーン購入法関係者だけでなく、一般建築関係者が合法木材についての注目が広がっている。
- 建築関係者、納材業者など合法木材について普及を図ると必要。
- それとともに、認定団体に信頼性についての取組の差がある。
- 業界団体全体で信頼性の底上げを。